

【重要】不動産の表示規約をご確認ください

「不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）」は不動産広告の表記ルールです。
広告掲載の際には必ずご確認の上、順守してください。

「不動産の表示に関する公正競争規約（表示規約）」※一例

■ 広告開始時期の制限

新築住宅の広告は建築確認を取得してから等、広告を始められる時期が決められている。
（建築確認取得前に「自由設計」、「フリープラン」等と記載の上で
新築住宅として広告することはNG）

■ 必要な表示事項

物件種別ごとに決められた項目を、
見やすい場所に、見やすい大きさ、見やすい色の文字で表示する。

■ 特定事項等の明示義務

物件のデメリットをわかりやすく表示する。

■ 特定用語等の使用基準

「絶対」「日本初」「業界一」「特選」「最高」「格安」等の用語は
根拠となる事実を併せて表記しなければ使用できない。

■ 不当表示の禁止

一般消費者が実際より優良・有利であると誤認する恐れのある表示をしてはならない。

詳細はこちら→ <http://www.rftc.jp/koseikyosokiyaku/>

※違反が認められた事業者に対して、不動産公正取引協議会より、
その内容に応じて警告や違約金課徴の措置を受ける可能性があります。

本件は **ポータルサイト広告適正化部会**（※）が統一テーマにて発信しております。

＜同部会参加会社＞ アットホーム株式会社、株式会社CHINTAI、
株式会社LIFULL、株式会社リクルート住まいカンパニー

※ポータルサイト広告適正化部会については、下記URLよりご確認ください。
https://www.sfkoutori.or.jp/portal_bukai/